

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県自然環境保全地域の指定の案の縦覧(三件)
- 鳥取県自然環境保全計画の案の縦覧(三件)

告 示

鳥取県告示第四百十四号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定するので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 県自然環境保全地域の名称
- 唐川県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

岩美町唐川字荻平一〇一、一〇一次一、一〇二、唐川字本谷一〇八、一〇九、唐川字大沢一〇一、一一一、唐川字石橋の上山一八六の三の一部、一八六の四の一部、唐川字大沢山二〇五の一部、唐川字鑊子ヶ弦二〇六の一部、唐川字喜蒲谷二〇七の一部、外邑字大沢八四六の一部、外邑字祖父ヶ以後八四七の二の一部(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。)(「次の図」は、省略)

三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び岩美町役場

四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

昭和五十二年五月二十五日から二週間

鳥取県告示第四百十五号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定するので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 県自然環境保全地域の名称

笏賀県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

三朝町笏賀字花倉谷四六六の一部(次の図に示す部分に限る。)(四六

八、四六九、(「次の図」は省略)

三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び三朝町役場

四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

昭和五十二年五月二十五日から二週間

鳥取県告示第四百十六号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定するので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 県自然環境保全地域の名称

馬場県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

西伯町馬場字宮ノ前一の一、二、二の一、五、六の一、馬場字若宮の前二六〇

三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び西伯町役場

四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

昭和五十二年五月二十五日から二週間

鳥取県告示第四百十七号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第

十四条第一項の規定に基づき、次のとおり唐川県自然環境保全地域に関する保全計画を定めるので、同条例同条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保全計画の案の概要

唐川県自然環境保全地域に関する保全計画

(一) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

指定地域の植生は、樹齢十四年から三十五年のヤブツバキクラス代償植生に属するコナラ群落からなる。一方、低地の湿原には約一・一ヘクタールにわたりカキツバタ、タヌキモ、モウセンゴケ、シヨウブ、サワオグルマ等の湿原植物が群生し、本県における数少ない高層湿原の植物自生域を形成している。

イ 野生動物

湿原地区は、周辺の静かな環境、清らかな河川水の流入、湿原植物の群生など優れた自然環境を有するため、本邦においてまれにしか認められず、かつ、世界で最も小さいトンボに属するハッチョウトンボが生息している。なお、ハッチョウトンボの主たる生息域は、カキツバタの群落域に限られ、群落区域外ではほとんど認められない。

ウ 地形、地質

本地域一帯は鮮新世火山岩類によつてできた標高四百メートル前

後のなだらかな溶岩台地からなる。台地上には、河谷の閉そくにより生じた唐川湿原があり、湿原下には第四紀更新世以後に花粉や植物化石とともに堆積し、第四紀の地史及び気候史を解明する上の鍵層ともいえる貴重な泥炭層が堆積分布している。

エ 自然環境

本地域は、岩美郡岩美町大字唐川の南南東約一キロメートル、標高四百メートルの静かな山間の湿原地帯であるが、最近では、周辺の台地一帯約百二十ヘクタールにわたりゴルフ場の開発が計画され、自然環境の改変が進められようとしている。

(二) 自然環境の保全に関する基本的な事項

ア 特別地区、野生動植物保護地区等の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

湿原の保全に必要な水源かん養域として、湿原を含む周辺の山林十九・八ヘクタールは特別地区に指定する。特に、湿原の北域及び南域は、現存植生、カキツバタ、ハツチヨウトンポ及び泥炭層の保全を図るため、野生動植物保護地区に指定し、木竹の伐採は、原則として禁伐とする。

野生動植物保護地区以外の特別地区は、水源かん養上必要な地区であるが、森林の状態は、樹齢十四年から三十五年のヤブツバキクラスの代償植生であるので、木竹の伐採は三十パーセント以内の択伐又は二ヘクタール以内の皆伐ができるものとする。

イ 保全施設に関する基本方針

野生動植物の保護を図り、併せて自然観察を行うため注意標、解説板等の各種の標識類を設置するとともに、湿原の周囲には観察歩

道を設ける。

なお必要に応じ、病虫害等の除去施設、砂防施設、防火施設等を設ける。

(三) 地区の区域設定に関する計画

ア 特別地区

名称	区域	総面積
唐川特別地区	岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六の一の一部、字祖父ヶ以後八四七の一の一部、大字唐川字本谷の一〇八、一〇九の全域、字喜浦谷二〇七の一部、字鑓子ヶ弦二〇六の一部、字大沢山二〇五の一部、字大沢一一一、字石橋の上山一八六の四、一八六の三の一部、字荻平一〇二、一〇一、一〇一の次一及び字大沢一一〇の全域	一九・八ヘクタール

イ 野生動植物保護地区

名称	保護すべき野生動植物の種類	区域
唐川野生動植物保護地区	ハツチヨウトンポ、カキツバタ、タヌキモ、モウセンゴケ、ムラサキミミカキグサ、サワオグルマ、シロネ、シヨウジヨウバカマ、トキソウ	岩美郡岩美町大字外邑字祖父ヶ以後八四七の一の一部、字荻平一〇一、一〇二の一部、大字唐川字大沢一一一の全域、字大沢山二〇五の一部、字鑓子ヶ弦二〇六の一部、字

(四)

保全のための規制に関する計画
木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	区域	総面積	伐採の方法及び限度	野生動植物保護地区名
唐 川 特 別 地 区	岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六の一の一部、字祖父ヶ以後八四七の一の一部、大字唐川字荻平一〇一、一〇二、一〇一の次一の一部、字石橋の上山一八六の三、一八六の四の一部、字大沢山二〇五の一部、字大沢一〇〇の全域、字鑊子ヶ弦二〇六の一部、字菖蒲谷二〇七の一部及び字本谷一〇八、一〇九の全域	二・一ヘクタール	三〇パーセント以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（一伐区の面積は二ヘクタール以内。伐区は努めて分散させる。）を行うことができる。	唐川野生動植物保護地区 岩美郡岩美町大字外邑字祖父ヶ以後八四七の一の一部、字荻

(五)

保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種類	設置位置	概 要	区域	総面積	伐採の方法及び限度	病害虫除去施設	防火施設
標 識	地点一（岩美町大字唐川字大沢山二〇五） 地点二（岩美町大字唐川字大沢山二〇五） 地点三（岩美町大字唐川字大沢山二〇五）	自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載	平一〇一、一〇二の一部、大字唐川字大沢一〇一の全域、字大沢山二〇五の一部、字鑊子ヶ弦二〇六の一部、字菖蒲谷二〇七の一部及び大字外邑字大沢八四六の一の一部	二・一ヘクタール	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。	必要に応じ設置する。	〃
解説板	特別地区内の自然環境（地形、地質、動物、植物）について解説						
案内板	指定地域相互間の位置関係を記載						

廃棄物処理施設	〃
境界柱	主要地点に設置する。
観察歩道	湿原の周囲

二 保全計画の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び岩美町役場

三 保全計画の案の縦覧期間

昭和五十二年五月二十五日から二週間

鳥取県告示第四百十八号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり笏賀県自然環境保全地域に関する保全計画を定めるので、同条例同条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保全計画の案の概要

笏賀県自然環境保全地域に関する保全計画

(一) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

指定地域は樹齢八十年以上のスダジイ、ウラジロガン、モミ、サカキ、ヒノキ等の高木層、亜高木層とヒサカキ、ツクシ、シヤクナ

ゲ、シンガシラ、ウラジロ等の低木層、草木層からなる山林で、林相は極相を示し、本県における数少ないヤブツバキクラス域の自然植生域を構成している。

また、笏賀神社下方の二百五十メートルから三百メートルの低海拔高の尾根部には、中国地方における希有の存在として、ヒノキとともに自生するツクシシヤクナゲ群落が分布している。

イ 地形、地質

本地域は、中世代の花崗岩類（とウ）からなり、地形及び地質に関する特記事項はない。

ウ 自然環境

本地域は、東伯郡三朝町大字笏賀の南方約五キロメートルにあり、谷間には小集落や耕地が点在し、そして、これらを取り囲む樹齢三十年以上の針葉樹林及び広葉樹林が広く分布しており静かな山村地域を構成している。

(二) 自然環境の保全に関する基本的な事項

ア 特別地区の指定及び保全のための規制に関する基本方針

笏賀神社周辺の自然植生域を特別地区として保全する。

イ 保全施設に関する基本方針

優れた天然林の保護及び解説を行うため注意標、解説板、表示板等の標識類を設置する。なお、必要に応じ、病害虫等の除去施設、防火施設、廃棄物処理施設等を設ける。

(三) 地区の区域設定に関する計画

特別地区

(四)

保全のための規制に関する計画
木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

名称	笏 賀 特 別 地 区
区 域	東伯郡三朝町大字笏賀字花倉谷四六八、字花倉谷四六九の全 域及び字花倉谷四六六の一部
総面積	三・二ヘクタール

特別地区名

笏 賀 特 別 地 区

区 域	東伯郡三朝町大字笏賀字花倉谷 四六八及び字花倉谷四六九の全 域	東伯郡三朝町大字笏賀字花倉 谷四六六の一部
総面積	二・五ヘクタール	〇・七ヘクタール
伐採の方 法及び限 度	禁伐とする。ただし、森林の 群落構成を変える等自然環境に 著しい変化を招くおそれの少な い場合には単木択伐（択伐率現 在蓄積の一〇パーセント以内） を行うことができる。	三〇パーセント以内の択伐と する。

(五)

保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の称類	設 置 位 置	概 要
標 識	注意標 地点一（東伯郡三朝町大字笏賀 字花倉谷四六九） 解説板 地点二（東伯郡三朝町大字笏賀 字花倉谷四六九） 表示板	自然保護の必要性及び立入り に関する注意事項を記載 植生について記載 樹種の紹介
病害虫除 去施設	必要に応じ設置する。	
防火施設	〃	
廃棄物処 理施設	〃	
境界柱	主要地点に設置する。	

二 保全計画の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び三朝町役場

三 保全計画の案の縦覧期間

昭和五十二年五月二十五日から二週間

鳥取県告示第四百十九号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第
十四条第一項の規定に基づき、次のとおり馬場県自然環境保全地域に関す
る保全計画を定めるので、同条例同条第四項において準用する同条例第十

三条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保全計画の案の概要

馬場県自然環境保全地域に関する保全計画

(一) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

地域の周辺は、主としてヤブツバキクラス代償植生のアカマツ群落からなる。指定区域には、高木層として樹齢七十年以上のシイ、タブ、カシ等の巨樹がそびえ、うつそうとした森林を構成している。更に、この森林は、山陰地方における大規模な内陸型の原始林的な林相を有し、優れた天然林を形成しているとともに、学術の基礎的研究の場として極めて貴重な地域である。

イ 地形、地質

本地域は、中生代の花崗岩類からなり、地形は解析が進み、標高百メートルから三百五十メートルの比較的なだらかな山脚が分布しているにすぎず、特異な地形、地質は認められない。

ウ 自然環境

保全地域は、清流法勝寺川左岸に隣接する標高七〇メートルの小山体、これを取りまく農耕地及び小集落からなり、静かな農業地域を形成している。

(二) 自然環境の保全に関する基本的な事項

ア 特別地区の指定及び保全のための規制に関する基本方針

長田神社社叢^{そく}全域を特別地区に指定し、保全を図る。

イ 保全施設に関する基本方針

優れた天然林の保護及び解説を行うため、注意標、解説板等の標識類を設置する。

なお、必要に応じ、病虫害等の除去施設、防火施設、廃棄物処理施設等を設ける。

(三) 地区の区域設定に関する計画

特別地区

名称	馬場特別地区
区域	西伯郡西伯町大字馬場字宮の前一の一、二、二の一、五、六の一及び字若宮の前二六〇
総面積	三・七ヘクタール

(四) 保全のための規制に関する計画

木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	馬場特別地区
区域	西伯郡西伯町大字馬場字宮の前一の一、二、二の一、五、六の一及び字若宮の前二六〇
総面積	三・七ヘクタール
伐採の方	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を交える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には単木択伐（択伐率

法及び限度 現在蓄積の二〇パーセント以内)を行うことができる。

(五) 保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種類	設 置 位 置	概 要
標 識	地点一(西伯郡西伯町大字馬場字宮の前六の一)	自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載 植生について記載
注意標	地点二(西伯郡西伯町大字馬場字宮の前一の一)	
表示板		樹種の紹介
病害虫除去施設	必要に応じ設置する。	
防火施設	〃	
廃棄物処理施設	〃	
境界柱	主要地点に設置する。	

二 保全計画の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び西伯町役場

三 保全計画の案の縦覧期間

昭和五十二年五月二十五日から二週間

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】